様式 1

令和6年度 (運動・文化) 部活動の方針

課外活動の方針

学校コード:8632 学校名: 須坂市立相森中学校

目標

- ① 規律ある望ましい集団活動を通して、豊かな人間性や社会性を養う。
- ② 興味・関心や趣味を同じくする仲間と、運動・芸術・科学等の分野を通して強い絆で結び付き、同じ目的に向かって追究し合う場とする。
- ③ 指導者の適切な指導を受け、練習や研究・制作を協力して進め、自主性や創造性を高める。
- ④ 競技場面・発表場面などの経験を通して、学校の代表として活動できる資質を養う。

本校の運営方針

※「須坂市中学校の部活動運営に係る方針」に則って部活動を行う。生徒が個人的に参加する社会体育・社会文化活動は、部活動とは異なる活動であることを明確にし、市の方針が定める線引きを適用する。

① 活動時間

(平 日) 1日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。

(休業日)休業日の活動時間は長くとも3時間程度とし、土・日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。なお、土日の両日に活動を行った場合は、それ以降、土日の活動が常態化しないように配慮する。

(長期休業) 原則、平日に行う。回数は全休日日数の1/2以内とする。

(延長部活)運動部においては、夏休み明けから各部の新人大会終了まで、学校長の許可の下、 延長部活が認められる。(ただし終了後、保護者が迎えに来ること。)

② 朝の活動

自主練習(活動)を含めて、朝の活動は実施しない。

③ 休養日

- ・年間を通して、水曜日の放課後は、部活動を実施しない。
- ・土日の両日に活動を行った場合は、翌々週までの週末に休養日を振り替える。
- ・定期テスト前の3日間は、自主活動を含め活動を行わない。

④ 活動計画

年間計画および月ごとの活動計画表を作成し、学校長・部活動主任に提出する。

⑤ 大会等への参加方針

中体連及び中吹連等が認める大会は、顧問(学校職員)・部活動指導員が引率する。 それ以外は社会体育・文化クラブとして参加する。

⑥ 協議の場の設定

各部活動の保護者会長(または代表)および外部指導者、顧問により「相森中学校部活動運営委員会」を組織し、年2回会議をもって、適切な運営、今後の部活動の在り方等について意見交換を行う。

指導体制の工夫

- ①ソフトテニス、女子バレーボールで部活動指導員を委嘱、男子バレーボール・女子バスケットボール・男子バスケットボール・卓球・サッカーの各部で外部指導者を委嘱している。
- ②生徒数の減少により、職員数も減少。部活動数を削減する必要がでてきている。卓球部と男女 ソフトテニス部を男女合同で活動し顧問数を調整している。
- ③「休日の部活動の段階的な地域移行」については、須坂市の部活動地域移行検討協議会での検 討事項をもとに2年間かけてすすめる。

その他

- ①保護者への周知として、4月の第1回参観日の折に学校長より部活動の活動方針について説明をする。また、5月に部活動参観日を実施、各部ごとに懇談会を行う。
- ②PTA予算より、部活動振興補助費をいただき、活動の補助に充てている。